

改正

平成13年3月6日規則第4号

大磯町土地埋立て等規制条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大磯町土地埋立て等規制条例（平成9年大磯町条例第1号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の例による。

(埋立て等の設計の内容)

第3条 条例第7条第1項第8号の規定による埋立て等の設計は、設計の方針、埋立て等に係る土地の現況、環境保全対策、公害防止対策及び事故防止対策について記載するとともに、次に掲げる図面により定めなければならない。

- (1) 現況平面図及び現況縦横断面図（縮尺200分の1～500分の1）
- (2) 現況排水平面図及び現況排水縦横断面図（縮尺200分の1～500分の1）
- (3) 計画平面図及び計画縦横断面図（縮尺200分の1～500分の1）
- (4) 計画排水平面図及び計画排水縦横断面図（縮尺200分の1～500分の1）

2 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項に規定する農業者が自ら行う農地造成のための埋立て等の設計については、前項の規定にかかわらず、別に定める図面により行うものとする。

(申請書の記載事項)

第4条 条例第7条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土砂等の発生場所
- (2) 土砂等の搬出入量と車両台数
- (3) 土砂等の搬出入経路
- (4) 整地用機械の種類及び台数

(申請書の添付書類)

第5条 条例第7条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、申請が行われた埋立て等の内容に対応しないものとして町長が申請ごとに指定するものについては、申請書に添付することを要しない。

- (1) 流域現況図(埋立て等に係る土地の面積が3,000平方メートル以上のものに限る。)
- (2) 法人登記簿謄本(埋立て等の許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票)
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 事業主と工事施行者との埋立て等に関する契約書の写し（事業主が自ら埋

立て等に係る工事を施行する場合は、誓約書とする。)

- (5) 事業主と土地所有者との埋立て等に関する契約書の写し (土地所有者が事業主である場合は、誓約書とする。)
- (6) 仮登記権者又は抵当権者等担保権者の同意書
- (7) 埋立て等に係る土地の公図の写し
- (8) 土砂等の搬出入経路図 (縮尺2,500分の1~10,000分の1)
- (9) 工程表
- (10) 埋立て等に係る土地と他の土地との境界確定図 (縮尺250分の1~500分の1)
- (11) 埋立て等の許可を受けようとする者の最近の決算書及び資金計画書 (埋立て等に係る土地の面積が3,000平方メートル以上のものに限る。)
- (12) 擁壁等工作物の平面図及び構造図 (縮尺50分の1~100分の1)
- (13) 埋立て等が完了した後の土地利用計画図
- (14) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 埋立て等の許可を受けようとする者は、埋立て等に係る土地について国又は地方公共団体が管理する公共施設があるときは、その同意を得て、それを証する書類の写しを申請書に添付しなければならない。

(許可の基準の内容)

第6条 条例第8条第2項の規則で定める事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

(標識の記載事項)

第7条 条例第12条の規則で定める標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 埋立て等の許可の年月日
- (2) 許可番号
- (3) 事業主の住所、氏名(名称)及び電話番号
- (4) 工事施行者の住所、氏名(名称)及び電話番号
- (5) 現場責任者の氏名及び連絡先
- (6) 埋立て等の目的
- (7) 埋立て等に係る土地の面積
- (8) 埋立て等の工事の期間

(埋立て等の許可に係る変更の申請等)

第8条 条例第13条第1項の規則で定める事項は、条例第7条第1項第3号から8号までに規定する事項の変更前及び変更後の内容並びにその理由とする。

2 埋立て等の許可に係る変更申請書には、条例第7条第2項に規定する書類のうち、埋立て等の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

3 前2項の規定は、条例第13条第2項に規定する変更の届出について準用する。

(工事施行者の変更の届出)

第9条 事業主は、工事施行者を変更したときは、町長に遅滞なく届け出なければ

ならない。

(公表の方法等)

第10条 条例第19条に規定する公表は、条例第18条第1項又は第2項の規定による埋立て等の許可の取消し等の処分に従わない者の氏名(法人であるときは、その名称)及び違反事実の内容とともに、その住所及び法人であるときは代表者の氏名について、大磯町公告式規則(平成2年大磯町規則第1号)の例により行うものとする。この場合において、公表に係る他の適切な方法があると認めるときは、告示等の例による方法と併せて行うことができる。

(申請書等の提出部数)

第11条 条例及びこの規則により町長に提出する申請書、届出書、それらの添付書類等は、2部とする。

(様式)

第12条 条例及びこの規則の規定により使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は、別に定める。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月6日規則第4号)

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1第2項第7号の規定は、平成13年1月6日から適用する。

別表第1(第6条関係)

1 共通基準

(1) 環境保全対策

ア 樹木、地下水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように必要に応じて事前調査を行う等適切な措置を講じる。

イ 緑化を図るため、筋芝埋込、吹付植生工等を行う。

ウ 必要に応じて、隣接地との間に緩衝緑地帯を設ける。

エ 緑化等の環境対策については、別に協議する。

オ 貴重種の生息(生育)地については、保護対策を講じる。

(2) 公害防止対策

ア 埋立て等に係る工事の施行に当たっては、騒音、振動、粉じん、水質汚濁、土砂等の流出等の防止策を講じ、周辺の生活環境を損なわないようにする。

イ 作業時間は、原則として午前8時から午後6時までとし、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは、原則として作業を中止する。

ウ 緊急を要する作業が発生したときは、土砂等の搬出入の沿道及び周辺住民

の理解を得る。

(3) 事故防止対策

ア 安全対策

(ア) 町民の生命及び財産に対する危害及び迷惑を防止するため、埋立て等の工事中は、原則として現場責任者を常駐させ、事故及び災害防止に努める。

(イ) 埋立て等に係る区域内には、みだりに人が立ち入ることを防止する囲いを設ける。

(ウ) 囲いは、原則として埋立て等に係る区域の全周囲に設ける。

(エ) 囲いの構造は、風圧等により容易に転倒破壊されないものとする。

(オ) 出入口は、原則として1箇所とし、施錠できる構造とする。

イ 交通対策

(ア) 搬出入路を指定するときは、あらかじめ、周辺住民、道路管理者及び所轄警察署と協議する。

(イ) 搬出入路が通学路に指定されているときは、関係機関と協議し、登校時間帯の通行禁止等必要な措置を講じる。

(ウ) その他関係機関と協議し、交通誘導員の配置、標識の設置、安全施設の設置等必要な措置を講じる。

2 技術基準

(1) 埋立て又は盛土工

ア 斜面こう配は、30度以下とする。

イ 厚さ20～30センチメートルごとに敷きならしを行い、十分転圧し、締め固めする。

ウ 原則として、基礎地盤調査を行い、地質及び土質条件を把握し、必要な対策を講じる。また、基礎地盤に草木等があるときは、すべて伐採除根する。

エ 斜面上の地盤の埋立て又は盛土を行うときは、原地盤の段切りをする。

オ 高さ5メートル以上の埋立て又は盛土については、原則として5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けるとともに、必要に応じて危険を防止するための落石防止柵を設ける。

カ 埋立て及び盛土によるのり面の垂直高は、10メートル以下を原則とする。

キ 小段及び土羽尻には、表面排水処理施設を設置するとともに、その施設が土砂等により埋没しない構造とする。

ク のり面の崩落を防止するため、植生による保護等をする。

ケ 斜面上部の排水は、のり面方向へ流さないように反対方向にこう配をとること。そのこう配は、原則として2パーセント以上とする。

コ 埋立て及び盛土の高さ等については、別に協議する。

(2) 切土工

ア 斜面こう配は、原則として35度以下とする。

- イ 切土を行った場合は、その土質に応じた植生による保護等ののり面安定策を講じる。
- ウ 高さ5メートル以上の切土については、高さ5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設ける。
- エ 小段及び土羽尻には、表面排水処理施設を設置するとともに、その施設が土砂等により埋没しない構造とする。
- オ 切土の高さについては、別に協議する。
- カ 自然がけを途中で切土する場合は、がけの表面に雨水が流れないように措置する。

(3) たい積工

- ア 粉じんが飛散するおそれのあるものについては、必要な措置を講じる。
- イ のり面こう配は、30度以下とするが、周囲の状況によっては土砂等が崩壊しない程度とすることができる。
- ウ たい積期間は、搬入日から6箇月以内とする。ただし、常時、搬出入している場合は、別に協議する。
- エ たい積土の高さについては、別に協議する。

(4) 排水施設

- ア 埋立て等の工事に際しては、雨水及びその他の地表水を排除することができるように必要な排水施設を設置する。
- イ 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように定める。
- ウ 計画流量は、次の(ア)及び(イ)による。また、排水施設の計画に用いる流速は、原則として次の(ウ)による。

(ア) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次の式により算出する。

$$Q = (1 / 360) \times C \times I \times A \text{ [合理式]}$$

Q : 雨水流出量 (m³ / s e c)

C : 流出係数

I : 設計雨量強度 (mm / h o u r)

A : 集水区域面積 (h a)

(イ) 前式の適用に当たっては、原則として、次の a 及び b によるものとする。

a 流出係数は、表 1 を参考として定める。

b 設計雨量強度は、原則として単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とする。

c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表 2 を参考として用いる。

表 1

地表状態の区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
---------	------	------	------

林地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

表 2

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

(ウ) 排水施設の計画に用いる流速は、原則として次の式により算出する。

$$V = 1 / n \times R^{2/3} \times I^{1/2} \text{ [マニング式]}$$

V : 流速 (m / s e c)

R : 径深 (F / P)

I : 水面こう配

A : 流水断面積 (㎡)

P : 潤辺長 (m)

n : 粗度係数

エ 調整池又は沈砂池は、埋立て等に係る土地の面積の規模、地形形態等を勘案して、必要に応じて設置する。

(5) 放流先の河川等

ア 放流先の河川等が未整備であるとき、又は整備が十分でないときは、流域等を勘案し、河川等の管理者等と協議して、河川等の整備をする。

イ 放流先の河川等が、ごみ、土砂等により流水が阻害されているときは、影響を及ぼす範囲までしゅんせつ等の措置を講じる。

ウ 放流については、関係権利者と十分な協議を行う。

エ 埋立て等の区域内に道水路敷等があるときは、各管理者と十分な協議を行う。

(6) 擁壁工

ア 擁壁は、鉄筋コンクリート造り、無筋コンクリート造り、間知石練積造り等とすること。

イ 河川等、田畑等に接して設ける擁壁は、河床等から根入れ深さについて、十分安全性を確かめる。

ウ 鉄筋コンクリート造り又は無筋コンクリート造りの擁壁を設置するときは、構造計算によりその安全性を確かめる。

(7) その他

埋立て等の設計に当たっては、必要に応じて森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に規定する開発行為の許可に係る基準、国土交通省土木構造標準設

計等により行う。

別表第2（第12条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	埋立て等許可申請書	条例第7条
第2号様式	埋立て等許可（不許可）決定通知書	条例第11条
第3号様式	埋立て等に係る標識	条例第12条
第4号様式	埋立て等変更許可申請書	条例第13条
第5号様式	埋立て等変更許可（不許可）決定通知書	条例第13条
第6号様式	埋立て等に係る変更届出書	条例第13条
第7号様式	工事施行者変更届出書	第9条
第8号様式	地位承継届出書	条例第14条
第9号様式	埋立て等に係る工事完了届出書	条例第21条
第10号様式	埋立て等に係る合格通知書	条例第22条
第11号様式	立入調査員証	条例第16条
第12号様式	埋立て等に係る工事廃止届出書	条例第20条